

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【未来戦略室】

<input checked="" type="checkbox"/> 諮 問 事 項 <input type="checkbox"/> 報 告 事 項	AI-OCRにおける全庁的な読込項目情報の外部提供及び外部提供に係る通知の要否について				
根 拠 規 定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用			
	<input type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更			
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input checked="" type="checkbox"/> ⑥その他 (条例第42条第2項第3号)			
主 管 課	企画財政部未来戦略室				
事 務 の 名 称	AI-OCRによる手書き帳票の電子データ化				
事 務 の 概 要	AI-OCRとは、手書きの帳票を機械が読み取って、データ化することができる機能である。 これにより手書き帳票を人の手で入力する手間と時間を省略することができ、業務の効率化や行政サービスの向上を推進することが期待される。				
実 施 時 期	清掃課での実証実験を経て、令和3年4月から本格実施 ※今後、実施する部署の拡大を予定				
件 数	約120万項目（年度ごとの読込項目の合計） ※実施する部署を拡大した場合に想定される件数 ※清掃課・粗大ごみ処理申請書であれば年間24,000枚×3項目（住所・氏名・電話番号）で72,000項目				
<table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:30%"> <input type="checkbox"/>収集する個人情報の項目 <input type="checkbox"/>目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/>外部提供する <input type="checkbox"/>記録項目に設定する <input type="checkbox"/>記録項目に追加する <input type="checkbox"/>記録項目に変更する </td> <td style="width:70%"> 保有個人情報の項目 </td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する	保有個人情報の項目
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する	保有個人情報の項目				
基 本 的 事 項 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input checked="" type="checkbox"/> 口座情報	心 身 の 状 況 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	家 族 状 況 等 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	社 会 生 活 <input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学業 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input checked="" type="checkbox"/> 財産 <input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助		
そ の 他 の 項 目	※上記は、今後実施する部署を拡大した場合に想定される項目 ※清掃課・粗大ごみ処理申請書では、住所・氏名・電話番号のみ				

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【未来戦略室】

外部提供	外部提供先の概要	NTTデータ	
	外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態) 狛江市側で読み取った手書き帳票の画像データを閉域ネットワークである LGWAN 回線を介して AI-OCR エンジンに送信するとあらかじめ設定した読込項目を読み取って、データ化した状態で市に返信される。	
	外部提供の理由, 方法等	(理由, 方法等) AI-OCRエンジンは、外部のデータセンター内にあり、手書き帳票の画像データを送信する必要があるため、外部提供を行う。 なお、AI-OCRエンジンは、LGWAN-ASPとして地方公共団体システム機構の許認可を取得しており、情報の漏洩のリスクが極めて低い閉域ネットワークであるLGWAN回線を介してのみ送受信が行われるものである。	
	外部提供先での個人情報の管理の方法	AI-OCRエンジンに送信した画像データ及びテキスト化したデータは委託者が指定した期間内で自動削除される。 なお、データセンターは都内にあり、24時間365日有人警備により入館管理し、サーバー室内の出入口に生体認証や防犯カメラで入室管理も行うなど厳重な環境で管理している。	
	外部提供する条件	個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ、委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わしている。	
通 知	外部提供	■無	(理由) 1 第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供される保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。 2 本件において使用するAI-OCRエンジンは、地方公共団体システム機構の許認可を取得しているLGWAN-ASPのアプリケーションサービスであり、閉域ネットワークであるLGWAN回線を介しているため、外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されていると言える。 また、市役所業務の効率化や行政サービスの向上を推進するため、本件の必要性は高いものである。 3 以上の理由により、保有個人情報を外部提供

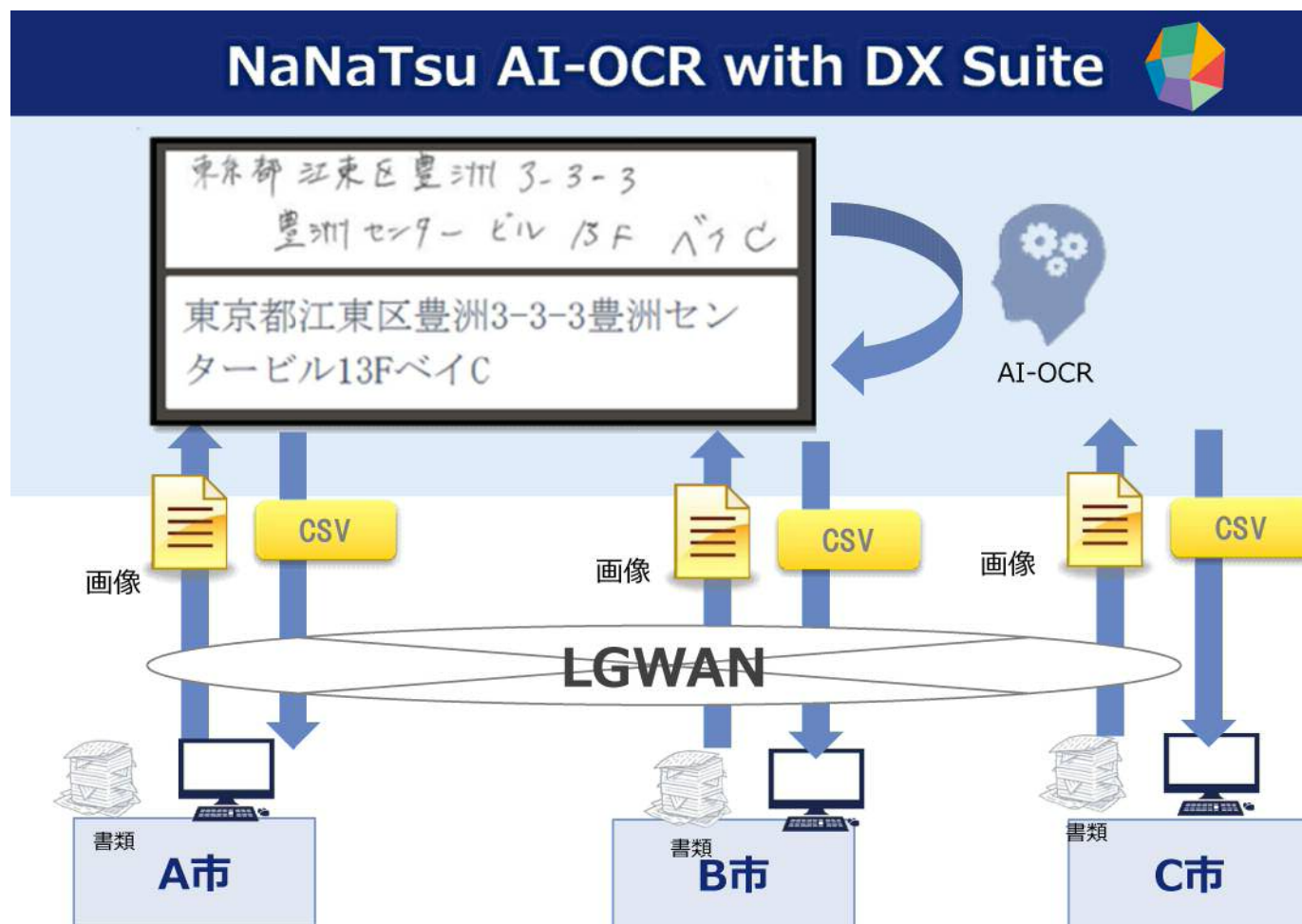
狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【未来戦略室】

			<p>することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>
そ の 他 資 料	AI-OCRの説明資料		
備 考			

「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite」

「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite」は、地方公共団体様向けに、AI-OCRをLGWAN-ASPとして提供する**共同利用型** (※) のサービスです。



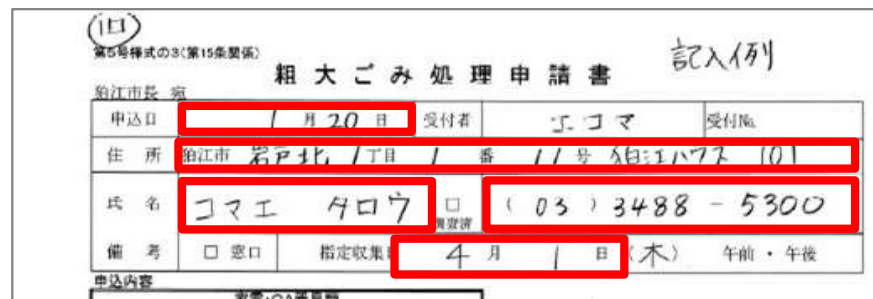
(※) サービスで一つのURLとなります。ユーザIDもサービス全体で一意的となります。

清掃課様でご活用頂いている粗大ごみ処理申請書のAI-OCR事例

導入にあたって工夫された点

AI-OCRに適した帳票ヘレイアウトの見直しを行った。

OCR導入前



粗大ごみ処理申請書 記入例

申込日	1月20日	受付者	エコマ	受付№
住所	狛江市 岩戸北1丁目1番11号 狛江ハウス 101			
氏名	コマエ アロウ	電話番号	(03) 3488-5300	
備考	指定収集日	4月1日(木) 午前・午後		

OCR導入後



粗大ごみ処理申請書

申込日	1月20日	受付者	エコマ	合計点数	2	指定収集日	4月1日(木)
住所	52	1丁目1番11号	101	狛江ハウス			
氏名	コマエ アロウ		03-3488-5300				

- 住所の「地域」を番号に変更（岩戸北→52）し、ミス防止のため右上の地域名に○を付けるようにした。
- 住所の「丁目」と「地域」の記載場所を分けた。（岩戸北1丁目→岩戸北 1丁目）
- 集合住宅名と部屋番号が同じ記載場所だったが、「部屋番号」と「集合住宅名」で記載場所を分けた。
- 合計点数を裏面から表面に移動した。
- バラバラだった氏名の記入方法を「カタカナ」で統一した。

粗大ごみ処理申請書



AI-OCRでデータ化

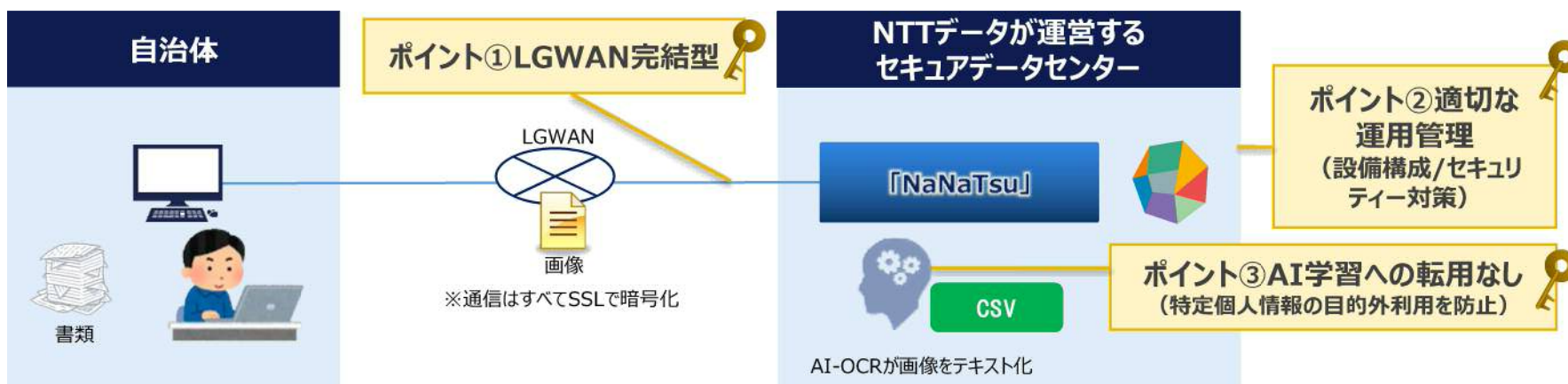


基幹システムへ登録

マイナンバー利用も可能な高セキュリティAI-OCRサービス

- AI-OCR市場シェア **No.1**※1 (62.5%) のAI inside社「DX Suite」を活用したサービスです。
- 「**特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン**」に準拠したサービスです。
- 文字読み取りのエンジンもLGWAN上にある**LGWAN完結型のLGWANASP**サービスです。
インターネット上にあるエンジンで読み取る際に課題となる、セキュリティ面での不安を解消します。
- 送付した画像データを**学習機能に展開させません**。

5



狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【福祉相談課】

<input type="checkbox"/> 諮 問 事 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報 告	搜索のための都内自治体及び神奈川県内自治体に対する保有個人情報 の外部提供について				
根 拠 規 定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用			
	<input type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記 録項目の設定，追加又は 変更			
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結 合	<input checked="" type="checkbox"/> ⑥その他 (条例第13条第4項)			
主 管 課	福祉保健部福祉相談課				
事 務 の 名 称	行方不明認知症高齢者等搜索				
事 務 の 概 要	<p>令和3年5月6日(木)22時頃，帰宅した長男が，認知症のある高齢者本人がいないことに気付いた。同居の妻はすでに就寝しており，本人の外出には気付かなかった。長男が警察へ搜索願の届け出を行う。7日(金)，長男が本人を担当する介護保険のケアマネジャーに相談し，同日市への相談に至る。</p> <p>すでに行方不明となってから少なくとも12時間は経過していたため，市職員による市内の巡回搜索，市内介護保険事業所への搜索協力依頼及び行方不明認知症高齢者等情報共有サイトを通じ，東京都と神奈川県に対して本人の搜索依頼及び情報提供の呼び掛けを行った。</p> <p>8日(土)午前，担当ケアマネジャーに状況確認を行ったところ，本人が市外で無事に保護されたことが判明した。10日(月)，搜索協力依頼先へ保護されたことを報告し，行方不明認知症高齢者等情報共有サイト登録の解除を行った。</p>				
実 施 時 期	令和3年5月7日から令和3年5月10日まで				
件 数	1件				
<table border="0"> <tr> <td> <input type="checkbox"/>収集する個人情報の項目 { <input type="checkbox"/>目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/>外部提供する <input type="checkbox"/>記録項目に設定する <input type="checkbox"/>記録項目に追加する <input type="checkbox"/>記録項目に変更する } </td> <td>保有個人情報の項目</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 { <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する }	保有個人情報の項目
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 { <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する }	保有個人情報の項目				
基 本 的 事 項	心身の状況	家族状況等	社 会 生 活		
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味		

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【福祉相談課】

<input type="checkbox"/> 口座情報		<input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の項目		服装
外部提供	外部提供先の概要	都内自治体及び神奈川県内自治体の福祉事務所
	外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態)
	外部提供の理由, 方法等	(理由, 方法等) 本人検索のため, 1都6県の高齢関係部局及び警視庁の担当者のみが閲覧可能な行方不明認知症高齢者等情報共有サイトへ本人の情報を掲載し, 東京都と神奈川県に対して本人の検索依頼及び情報提供の呼び掛けを行った。
	外部提供先での個人情報の管理の方法	1都6県及び警視庁の担当者が専用のID及びパスワードでログイン可能な共有サイトで管理されている。
通知	外部提供	<input type="checkbox"/> 事前 <input checked="" type="checkbox"/> 事後 (方法) 本人は認知症であり, 通知内容の理解が難しく, また同居の妻も同様に, 別居している長女より, 同居の妻が通知内容を見てパニックを起こすことを心配されたため, 相談者である長女へ送付した。
その他資料		
備考		

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【福祉政策課】

<input type="checkbox"/> 諮 問 事 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報 告	生活応援プレミアム商品券配布事業における令和3年度分の住民税非課税者の住民記録情報の目的外利用、外部提供及び目的外利用・外部提供に係る通知の要否について		
根 拠 規 定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input checked="" type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更	
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input type="checkbox"/> ⑥その他 ()	
主 管 課	福祉保健部福祉政策課		
事 務 の 名 称	生活応援プレミアム商品券配布事業		
事 務 の 概 要	別紙のとおり（1頁参照）		
実 施 時 期	令和3年5月		
件 数	約11,000人		
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する } 保有個人情報の項目			
基 本 的 事 項	心身の状況	家族状況等	社 会 生 活
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
そ の 他 の 項 目	1. 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置に関する情報（目的外利用のみ） 2. 住民税課税情報（目的外利用のみ） 3. 生活保護法の被保護者情報（目的外利用のみ） 4. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の受給者情報（目的外利用のみ） 5. 障害者虐待防止法第9条第2項及び高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等措置者情報（目的外利用のみ）		

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【福祉政策課】

目的外利用	目的外利用をする 個人情報取扱事務 (提供元の事務) の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳事務 2. 個人住民税課税事務 3. 生活保護及び中国残留邦人等支援給付に関する事務 4. 障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に関する事務
	目的外利用をする 個人情報取扱事務 (提供元の事務) を行う組織の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民課 2. 課税課 3. 福祉相談課
	目的外利用の理由, 方法等	<p>(理由, 方法等)</p> <p>【目的外利用の理由】 生活応援プレミアム商品券配布事業により, 案内文配布対象者に対して, 商品券発送の案内文を発送するため。 ※案内文配布対象者及び商品券配布対象者の抽出方法は, 別紙のとおり (2・3頁参照)</p> <p>【目的外利用の方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初回案内文配布対象者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税システム (アクロシティ) から令和3年1月1日時点において市の住民基本台帳に記録されている者のうち, 令和3年度分の市町村民税非課税者を抽出 (2) 住民基本台帳システム (アクロシティ) と情報連携している福祉総合システムから令和3年1月2日以後に住民住民基本台帳事務処理要領 (昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知) による支援措置の対象となっている者を抽出し, 令和3年度分の市町村民税非課税者に該当する者かどうかを課税課の税システム端末にて確認 (3) 福祉相談課で作成・管理しているエクセルデータから入所・入居措置が採られているものを抽出 (4) 生活保護システムから令和3年1月1日時点の被保護者等の情報を抽出 (5) (1) から (3) までを合わせた対象者 (重複している者を除く。) から (4) に該当するものを除き, 案内状配布対象者を抽出する。 2. 第2回案内文配布対象者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税システム (アクロシティ) から令和3年7月31日時点において確定申告延期,

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【福祉政策課】

			修正申告等により非課税となった者を抽出する。 (2)(1)の対象者から1(4)に該当するものを除き、案内状配布対象者を抽出する。
外部提供	外部提供先の概要		社会福祉法人足立邦栄会こまえ工房
	外部提供の形態		<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態) 配布対象者の氏名、住所、郵便番号を印字したタックシールを提供する。
	外部提供の理由、方法等		(理由、方法等) 1. 案内文配布対象者に案内文を送付するためのタックシールの貼付作業を委託するため。 2. 商品券配布対象者に商品券を配布するためのタックシールの貼付作業を委託するため。
	外部提供先での個人情報の管理の方法		タックシールは、鍵付きの保管場所で保管する。
	外部提供する条件		個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ、委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。
通知	目的外利用	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(理由) 1 第12条第5項の規定の趣旨は、目的外利用される保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出をすることにある。 2 しかし、本件においては、税システム(アロシティ)からの非課税者の抽出に当たっては、狛江市電子計算組織管理運営規則(昭和63年規則第13号)第15条に規定する情報処理依頼書を総括副管理者である総務課長に提出した上で行っている。抽出されたデータについては、基幹系のサーバ内でエクセルデータにパスワードを設定し、特定の職員のみがアクセスできるよう管理している。データの利用は、案内文及び商品券を発送するためのタックシールの作成のみに限定し、タックシールの印刷は基幹系のサーバから行うため、目的外利用による保有個人情報の漏えいのリスクは非常に低いといえる。

			<p>また、本件事業は、対象者の抽出及び選定が当然の前提であり、欠くことのできないものであること、本件目的外利用が本人の権利を制限する性質のものではなく、本人の生活支援という本人の利益に資するものであることから、本件目的外利用の必要性が高いといえる。</p> <p>3 そのため、保有個人情報を目的外利用することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえる。</p> <p>よって、本件については、同条同項ただし書を適用し、目的外利用にかかる通知は、不要といたしたい。</p>
	<p>外部提供</p>	<p>■無</p>	<p>(理由)</p> <p>1 第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供される保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。</p> <p>2 本件においては、外部提供される個人情報は、氏名、住所及び郵便番号であり、本件事業を実施するために必要最小限の個人情報であること、庁内で上記個人情報を印字したタックシールを手交する方法で外部提供すること、提供されたタックシールは受託者の履行場所で鍵付きの保管庫で保管されること、タックシールが貼付された封筒は市に納品され、市で検収を行った上で市から発送することから、外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されているといえる。</p> <p>また、事業実施主体である狛江市福祉保健部福祉政策課において、個人情報が記載されたタックシールの貼付作業を当該課の職員のみで行うことは、以下の理由により不可能であることから、本件の必要性は高いものである。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で令和3年度に限り実施される事業であること。</p> <p>②生活応援プレミアム商品券の配布対象者は約11,000人であること</p> <p>3 以上の理由により、保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【福祉政策課】

そ の 他 資 料	【別紙】生活応援プレミアム商品券配布事業
備 考	<p>本件の保有個人情報の目的外利用及び外部提供は、狛江市個人情報保護条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号及び第13条第2項第4号に掲げる事由であり、あらかじめ審議会の意見を聴いて職務執行上必要があると認めるときに実施すべきものである。しかしながら、本事業が新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で生活困窮者の生活を応援することを目的とした事業であり、必要性・緊急性の高い事業であること、令和3年4月13日付け庁議にて実施が決定したこと、第1回審議会に付議することができなかったこと、生活応援プレミアム商品券に使用期間が同年9月15日から令和4年1月31日までの予定であり、非課税世帯への商品券の配布については、10月28日の発送を予定しているが、第2回審議会の意見を聴いた上で事業を実施した場合、商品券の配布時期が11月中旬以降になる可能性が高いことから、生活困窮者の生活を応援するという目的に照らした場合、可能な限り使用期間を長期にする必要があることから、条例に規定されている保有個人情報の目的外利用について必要な手続を行い、個人情報保護担当課に確認を取った上で、事後に報告することとした。</p>

■狛江市生活応援プレミアム商品券配布事業

□事業の目的

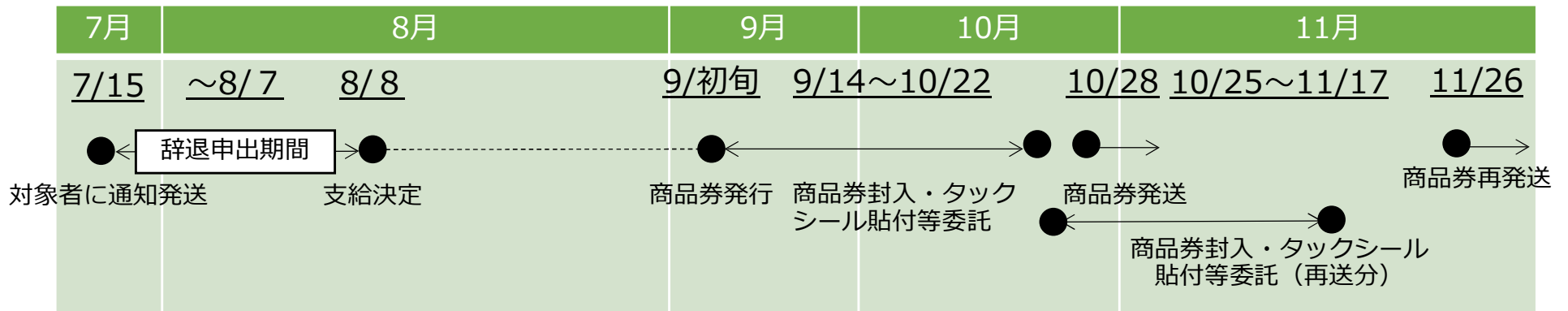
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活困窮者の生活を応援するため、非課税者(被扶養者を除く。)に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、市内商店で使用できるプレミアム商品券を配布する。(市独自事業)

□事業の概要

名称	対象者	内容	事業費	財源
令和3年度非課税者プレミアム商品券配布事業	令和3年1月1日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者で、令和3年度分の住民税非課税者 ただし、次に掲げる者を除く。 ①課税者の扶養親族等になっている者 ②生活保護法の規定により生活扶助を受けている者(基準日に保護が停止された者及び基準日の翌日から同年6月14日までの間に保護の廃止又は停止決定を受けた者を除く。) 約11,000人	非課税者1人につき額面5,000円(1,000円のプレミアム)相当のプレミアム商品券を配布 ※紙媒体の商品券を想定	総事業費52,897千円 給付費46,000千円 事務費 5,721千円 委託費 1,176千円	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

□支給までの流れ

- (1)対象者に商品券配布の案内文を発送。一定期間辞退期間を設ける。
- (2)辞退期間経過後、対象者に商品券を簡易書留で発送する。



I 案内状配布対象者抽出フロー

1. 次の者を抽出(市民課に目的外利用を依頼)

(1)市の住民基本台帳に記録されている者(令和3年1月1日時点)

(2)令和3年1月2日以後に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)による支援措置の対象となっている者(令和3年6月14日時点)

2. 令和3年度分の

(1)市町村民税が課されていない者(均等割りのみ)

ア 市町村民税が課されている者(免除された者を除く。)の扶養親族等(これは抽出できない?)

イ それ以外

※扶養家族等: 控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者

(2)市町村民税を免除された者

を抽出(令和3年6月14日時点)(課税課に目的外利用を依頼)

3. 次の者を抽出(令和3年1月1日時点)(福祉相談課に目的外利用を依頼)

(1)障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所又は入居の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2)高齢者(昭和31年1月2日以前に生まれた者)のうち、養護者から虐待を受けたことにより、高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4. 次の者を抽出

(1)1(1)及び(2)で抽出した者から2(1)イ及び(2)に該当する者を抽出

(2)1(1)で抽出した者から3に該当する者を抽出

5. 次の者を抽出(令和3年1月1日時点)(福祉相談課に目的外利用を依頼)

(1)生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(次の者を除く。)

①令和3年1月1日時点で保護が停止されていた者

②令和3年1月2日から同年6月14日までの間に保護が廃止又は停止された者

(2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者

①令和3年1月1日時点で支援給付の受給が停止されていた者

②令和3年1月2日から同年6月14日までの間に支援給付の受給が廃止又は停止された者

6. 4(1)(2)で抽出した者から5で抽出した者を除く。(案内状配布対象者)

Ⅱ 商品券配布対象者抽出フロー

1. 次の者を広報こまえ、市公式HP、市広報掲示板、ツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージで募集(令和3年8月6日まで)
DVを理由に狛江市に避難し、配偶者と生計を別にしている方及びその同伴者で、令和3年1月1日において狛江市に住民票を移していない方
2. 1の者から次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)又は(4)に該当する者を抽出(本人に確認)
(1)国民健康保険法上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること。
(2)健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
(3)その配偶者に対し、保護命令(接近禁止命令又は退去命令。その同伴者にあつては接近禁止命令)が出されていること。
(4)婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。
3. 次の者を抽出
(1)令和3年1月1日から同年6月14日までに死亡した者
(2)令和3月1日1日に住民基本台帳に記録されている者で、同年8月8日に記録されていない者
4. 令和3年8月6日までに辞退の届出があつた者を抽出
5. 案内文配布対象者に2で抽出した者を加え、3及び4で抽出した者を除く。(商品券配布対象者)

Ⅲ 商品券再配布対象者抽出フロー

1. 次の者を抽出(令和3年7月31日)(課税課に目的外利用を依頼)
(1)新型コロナウイルス感染症の影響により確定申告を延期し、非課税者となった者
(2)修正申告により非課税者となった者
2. 1で抽出した者からⅠ5で抽出した者を除く。(案内文再配布対象者)
3. 令和3年11月9日までに辞退の届出があつた者を抽出
4. 案内文再配布対象者から3で抽出した者を除く。
5. 郵便局から返送のあつた者を抽出する。
6. 4及び5の者を抽出(商品券再配布対象者)

アンケート案件実施前確認シート

アンケート案件名	前期基本計画に関する市民アンケート		
根拠規定	<input checked="" type="checkbox"/> ①条例第12条第2項第4号 目的外利用	<input checked="" type="checkbox"/> ②条例第13条第2項第4号 外部提供	
主管課	企画財政部政策室		
事務の名称	前期基本計画に関する市民アンケート		
アンケート実施の目的	第4次基本構想前期基本計画に掲げる指標の現状値の把握等のため。		
実施時期	令和3年4月9日～4月23日		
件数	2,500件		
対象範囲	18歳から		
目的外利用する保有個人情報情報の項目			
基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の記録項目	※4情報以外を利用する場合には、記入してください。		
目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）の名称	住民基本台帳事務		
目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）を行う組織の名称	市民生活部市民課		
目的外利用の理由、方法等	（理由、方法等） アンケートの送付対象者を選出するため、住民基本台帳に登録されている満18歳以上の市民の中から無作為に抽出し、その者の郵便番号、住所及び氏名を宛名ラベルに印刷する方法で目的外利用を行う。		
目的外利用した保有個人情報の削除の方法	（いつ、誰が、どのように） リストについては、アンケートの封入・発送業務完了後、機密文書廃棄委託契約を締結している事業者により破棄する。		

アンケート案件実施前確認シート

外部提供する保有個人情報の項目			
基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の記録項目		※氏名・住所以外を外部提供する場合には、記入してください。	
外部提供先の概要	社会福祉法人東京コロニー 狛江市からの受託実績もあり、セキュリティ管理も整っているため、提供する個人情報の取扱いについて、適切に管理取扱いが可能な事業者である。		
外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態) 郵便番号、住所及び氏名が記載された宛名ラベル		
外部提供の理由、方法等	(理由, 方法等) 宛名ラベル貼付業務を外部委託するため。 政策室企画調整担当職員が政策室執務室内にて委託業者に直接手渡し、委託事業者が施錠可能なケースに保管して厳重な管理のもと事業者施設内まで持ち帰る。		
外部提供先での個人情報の管理の方法	事業者施設内において、セキュリティ環境の整った室内において施錠が可能な保管庫の中で厳重管理する。		
外部提供した保有個人情報の返却方法	(いつ, 誰が, どのように) 令和3年4月2日、封筒に宛名ラベルの貼付を行う委託業者に対し、政策室企画調整担当職員が宛名ラベルを直接手渡し、同月8日、委託業者から宛名ラベルが貼付された封筒を政策室企画調整担当職員が直接受け取った。		
外部提供した保有個人情報の削除の方法	(いつ, 誰が, どのように) 外部提供する保有個人情報は、郵便番号、住所及び氏名が記載された宛名ラベルのみを委託事業者へ渡す。宛名ラベルは、封筒へ貼付され全て回収するため、保有個人情報は委託先に残らない。		
外部提供する条件	個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ、委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。		
通知	保有個人情報の保護に資するために、アンケート発送前に広報こまえにより本件について広く通知することとする。		

教育長が再任されました

令和2年狛江市議会第4回定例会で、市議会の同意を得て、4月1日付で柏原聖子さんが教育長に再任されました。

任期は4月1日から3年間です。

柏原さんは、東京都公立学校養護教諭として入都し、東京都教職員研修センター研修部、教育庁指導部指導企画課、狛江市教育委員会教育部署理事兼指導室長、東京都公立小学校校長などを歴任し、令和2年4月から教育長を務めています。

学校教育課教育庶務係



消防行政功労者に消防行政特別協力章等が贈呈されました

3月8日および11日に、狛江消防署において、消防行政協力功労者に対する表彰式が行われました。この賞は、長年にわたり消防行政の発展、消防業務の推進について功労が顕著であった方に贈られるもので、狛江市からは次の方々表彰を受けました。

- 消防行政特別協力章
 - ▽大矢美枝子さん(狛江女性防火の会)
- 消防行政協力章
 - ▽谷田部高之さん(狛江消防懇話会)
 - ▽平山祐誠さん(狛江災害防止協会)



狛江消防署 ☎(3480) 0119

行政けいじばん

4月の日曜窓口

4日(日)・25日(日)
午前9時～午後1時

開設課 市民課・課税課・納税課・保険年金課・子ども政策課 手当助成係

※取扱業務や必要書類等は、事前に担当課にご確認ください。

前期基本計画の進捗管理に関する市民アンケートを送付します

住民基本台帳に登録されている満18歳以上の市民の中から無作為に抽出した方(2,500人)に市民アンケートを送付します。
ご理解とご協力をお願いします。

公課 証明書の発行

令和3年度固定資産(評価・公課) 証明書(1月1日現在)を市民課窓口で発行します。

評価証明書

令和3年度固定資産(評価) 評価証明書(5月6日(木)から)

課税課

令和3年度固定資産課税明細書を送付します

令和3年1月1日現在、市内に土地・家屋を所有している方に、令和3年度固定資産課税台帳に登録してある資産(土地・家屋)の内容を示した「固定資

産課税明細書」を4月上旬に送付します。記載内容は、「土地・家屋名寄帳」と同様です。不明な点はお問い合わせください。なお、納税通知書は5月上旬に送付予定です。

新たに資格を取得した方へ4月中旬に介護保険料決定通知書を送付します

3月4日～4月1日に65歳になった方 64歳までは健康保険料の中に介護保険料が含まれていましたが、65歳以降は市に介護保険料を納めていただきます。

3月3日～3月31日に狛江市に転入した65歳以上の方 転入した月から市に介護保険料を納めていただきます。

※年金受給額が年額18万円以上の方は、翌年度以降に特別徴収(年金天引き)に随時変更予定です。なお、特別の事情なく介護保険料を滞納した場合、滞納期間に応じて保険給付を制限することがあります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度被保険者の方へ交通事故等に遭った際はご連絡ください

交通事故など、第三者から受けたけが等の医療費は加害者が過失割合に応じて負担しますが、届け出により保険診療を受けることができる場合があります。その場合、自己負担分を除いた医療費を保険者が一時立て

替えを行い、その後加害者に請求します。
診療を受ける際は、必ず保険年金課へご連絡ください。必要書類等は、事故の状況などをお伺いした上、担当者からご案内します。
※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。

国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間を延長します

国民健康保険加入者で給与の支給を受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染等し、就労できなくなった期間があり、給与の全額または一部を受けることができなかった方

適用期間 令和2年1月1日～令和3年6月30日
※詳細は、市ホームページをご覧ください。

狛江市青少年委員公募市民委員募集

18歳以上(4月1日現在)の市内在住・在学・在勤の方4人
任期 委嘱日から2年間
開催 原則平日夜間(月1回程度)
※青少年関係事業の企画(休日開催)などへの参加あり。

4月8日(必着)までに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業・電話番号、在学・在勤の方はその名称を記入の上、作文(狛江市の中高生・若者の活動を活発にするために必要だと思うこと)(様式自由・400字程度)を、持参・郵送またはkakukky@city.komaie.jpで子ども政策課企画支援係へ。子ども政策課企画支援係へ。

大気汚染防止法が改正され、4月1日から建築物などの解体、改造または補修の際、石綿(アスベスト)除去等に係る規制が強化されます。

主な改正内容
▽すべての石綿含有建材を規制対象に拡大
▽事前調査方法の法定化
▽作業基準遵守徹底のための直接前の創設等
その他の改正内容等詳細は、環境省ホームページをご覧ください。

※令和4年4月からは、一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査の結果報告を東京都または狛江市に報告することが義務付けられます。

狛江市一般廃棄物処理基本計画を策定しました

廃棄物行政の方向性を定めるために、令和3年度から令和12年度を計画期間とした狛江市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

令和2年分の国税の申告および納付期限は4月15日(木)まで延長されています

令和2年分の確定申告(申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税)の申告および納付期限は、4月15日(木)まで延長されています。提出は、武蔵府中税務署へ郵送または持参してください。なお、確定申告を3月16日(火)以降に行った場合は、市・都民税(住民税)の当初の税額決定通知書への情報の反映が間に合わない場合があります。

※市役所での国税関係書類の預かりは終了しました。
武蔵府中税務署 ☎042(362) 4711

家内労働者(内職等)を委託している事業主の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。

4月30日(金)まで
東京労働局賃金課 ☎(351) 1614または最寄りの労働基準監督署

審議会等の公開

狛江市教育委員会令和3年第4回定例会
4月9日(金)午前10時から
防災センター3階会議室
※開催方法等変更の可能性あり。

学校教育課教育庶務係

証明書発行等の窓口混雑状況は、市ホームページの「オンラインサービス内」の「窓口混雑状況」からリアルタイムでご確認できます。

令和3年度
狛江市前期基本計画の指標等に係る
市民アンケート

調査報告書

令和3年7月

狛江市

目 次

第1章 調査概要

1. 調査目的	1
2. 調査設計	1
3. 調査項目	1
4. 回答結果	2
5. 標本誤差	4
6. その他	4

第2章 回答者属性

第3章 調査結果

狛江市に対する考え方について	10
人権について	21
防災・防犯について	31
商業・農業について	43
子育てについて	51
地域活動、健康づくりについて	55
生涯学習について	68
芸術文化について	72
スポーツや運動について	76
歴史・伝統について	82
環境について	86
市民参加・協働について	94
狛江市役所について	100
狛江市の取組に対する評価について	121

第4章 調査票

第1章 調査概要

1. 調査目的

本調査は、以下の事項の把握を目的とする。

- ① 狛江市前期基本計画に掲げる指標のうち、市民の状況等を対象とするものの現状値
- ② 各課から希望のあった調査
- ③ 市民による狛江市の取組に対する評価

2. 調査設計

- (1) 調査対象…満18歳以上の市民（令和3年4月1日現在）
- (2) 調査票数…2,500人
- (3) 抽出方法…狛江市住民基本台帳から、性別・年齢の人口構成に合わせて無作為抽出
- (4) 調査方法…郵送配布、郵送回答・Web回答併用
- (5) 調査期間…令和3年4月10日から令和3年5月9日まで（31日間）

3. 調査項目

回答者属性

狛江市に対する考え方について

人権について

防災・防犯について

商業・農業について

子育てについて

地域活動、健康づくりについて

生涯学習について

芸術文化について

スポーツや運動について

歴史・伝統について

環境について

市民参加・協働について

狛江市役所について

狛江市の取組に対する評価について

4. 回答結果

合計…852 通（回答率 34.1%）

・性別・年代ごとの対象者数及び配布・回答結果

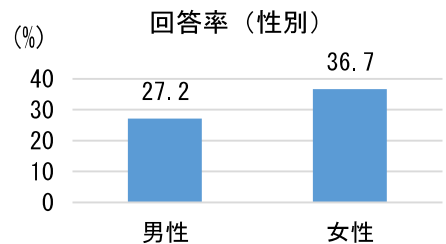
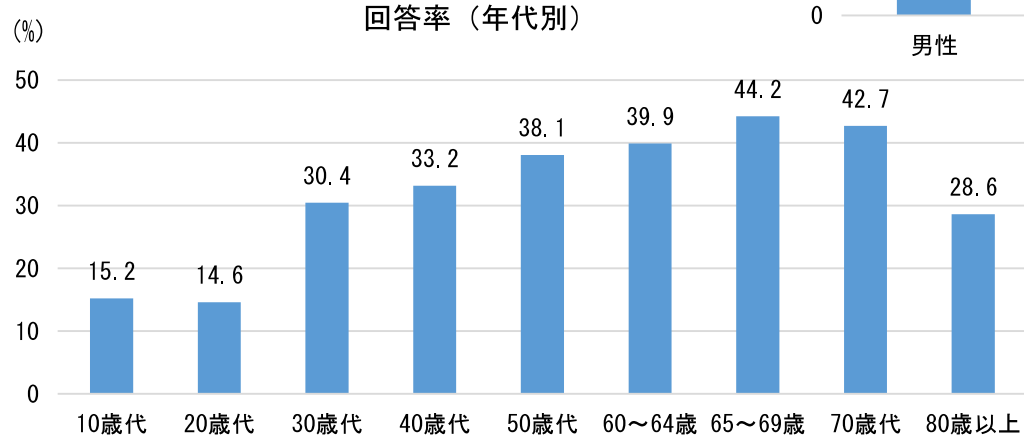
属性		対象者数※ 1		配布数		回答数		
		実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	回答率 (%)
総数（18 歳以上）		71,418		2,500		852		34.1
性別	男性	34,266	48.0	1,200	48.0	326	38.3	27.2
	女性	37,152	52.0	1,300	52.0	477	56.0	36.7
	その他	-	-	-	-	0	0.0	-
	回答したくない	-	-	-	-	8	0.9	-
	未回答	-	-	-	-	41	4.8	-
年齢	10 歳代	1,315	1.8	46	1.8	7	0.8	15.2
	20 歳代	9,778	13.7	342	13.7	50	5.9	14.6
	30 歳代	10,865	15.2	381	15.2	116	13.6	30.4
	40 歳代	13,010	18.2	455	18.2	151	17.7	33.2
	50 歳代	12,082	16.9	423	16.9	161	18.9	38.1
	60～64 歳	4,388	6.1	153	6.1	61	7.2	39.9
	65～69 歳	3,944	5.5	138	5.5	61	7.2	44.2
	70 歳代	8,982	12.6	314	12.6	134	15.7	42.7
	80 歳以上	7,054	9.9	248	9.9	71	8.3	28.6
	未回答	-	-	-	-	40	4.7	-

※ 1 令和 3 年 3 月 1 日現在の 18 歳以上の住民基本台帳登録者数

回答率は、性別では男性より女性の方が高い。

年代別では 65～69 歳において最も高く、

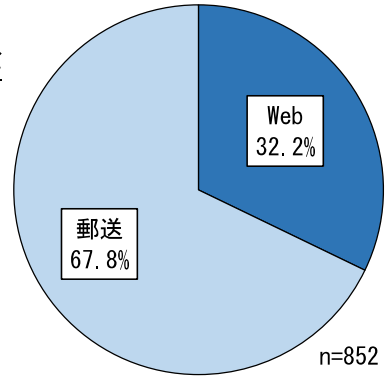
20 歳代で最も低い。



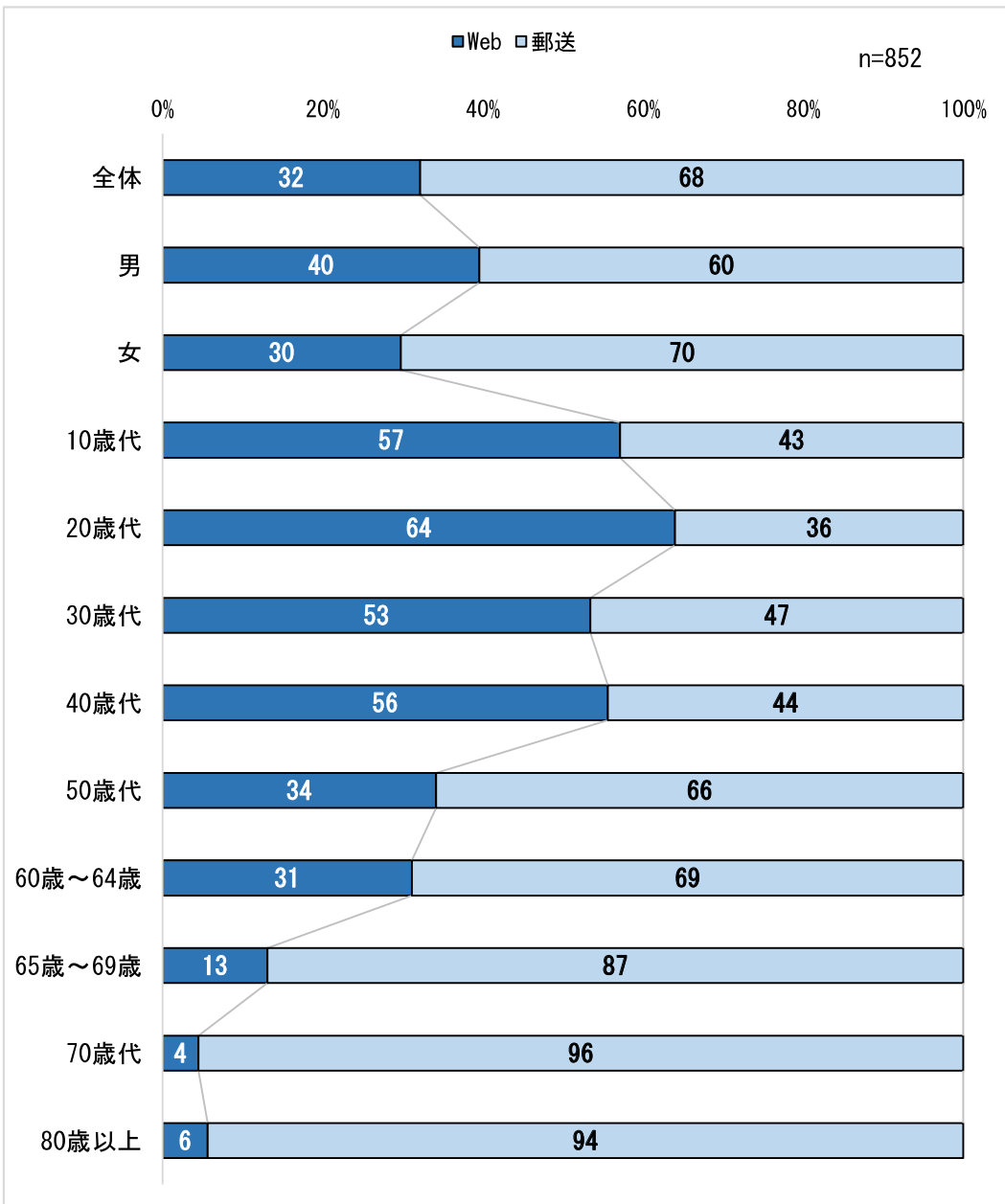
・ 回答方法の内訳

回答はWeb 回答よりも郵送回答の方が多かった。
年代別に見ると、10～40 歳代では Web 回答の割合が半数を超えている。

	回答数	構成比
郵送回答	578	67.8%
Web 回答	274	32.2%
合計	852	



■ クロス集計（性別、年代別）



5. 標本誤差

本アンケートは、無作為により抽出された満 18 歳以上の市民を対象に行ったものであり、全数調査を行った場合に得られる調査結果と誤差が生じる可能性がある（標本誤差という）。

全数調査を行った場合の母集団を N とし、本アンケートの標本数（回答数）を n 、設問に対するある回答の比率を p とすると、標本誤差は次の式で表される。

$$\text{標本誤差} = \pm 2 \sqrt{2 \times \frac{N-n}{N-1} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

上記計算式から求められる本アンケートにおける各標本数及び各回答比率の標本誤差は下表のとおりとなる。

例えば、ある設問に対して 852 人が回答し、その内ある回答の比率が 30%であった場合、その回答比率の誤差の範囲は 4.41%以内（25.59%～34.41%）とみることができる。

回答比率 標本数	90%又は 10%程度	80%又は 20%程度	70%又は 30%程度	60%又は 40%程度	50%程度
852	±2.89%	±3.85%	±4.41%	±4.72%	±4.82%
800	±2.98%	±3.98%	±4.56%	±4.87%	±4.97%
700	±3.19%	±4.26%	±4.87%	±5.21%	±5.32%
600	±3.45%	±4.60%	±5.27%	±5.63%	±5.75%
500	±3.78%	±5.04%	±5.78%	±6.18%	±6.30%

※なお、上記計算式の信頼度は 95%である。

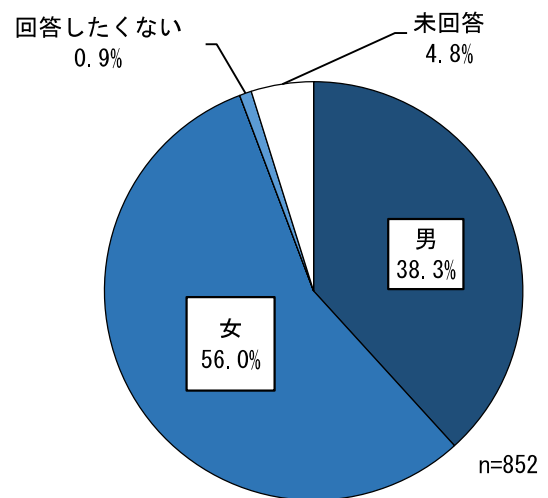
6. その他

- ・百分率（%）の計算は、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が 100%にならない場合がある。
- ・クロス集計においては、百分率（%）の計算は、小数点以下第 1 位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が 100%にならない場合がある。また、回答数及び構成比の割合と異なる場合がある。なお、0 及び小数点以下第 1 位を四捨五入して 0 になる値は数値を表記していない。

第2章 回答者属性

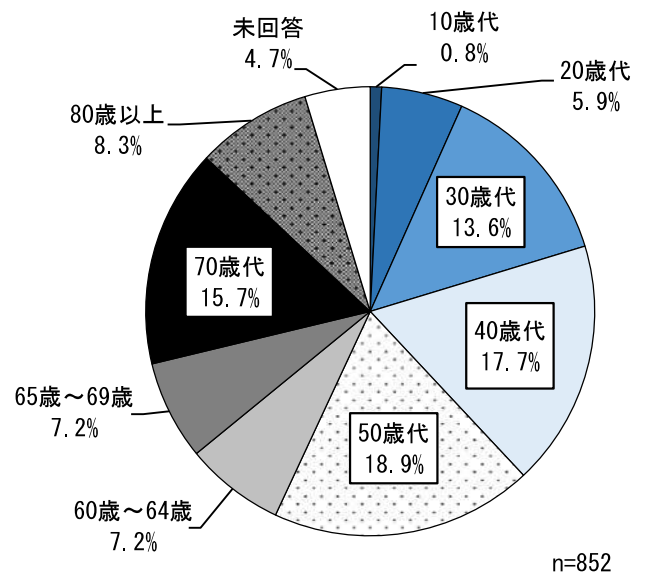
1 性別

	回答数	構成比
男	326	38.3%
女	477	56.0%
その他	0	0.0%
回答したくない	8	0.9%
未回答	41	4.8%
合計	852	



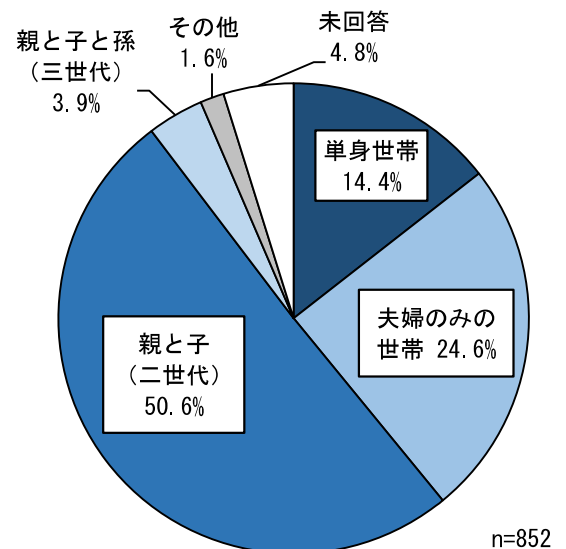
2 年齢

	回答数	構成比
10歳代	7	0.8%
20歳代	50	5.9%
30歳代	116	13.6%
40歳代	151	17.7%
50歳代	161	18.9%
60歳～64歳	61	7.2%
65歳～69歳	61	7.2%
70歳代	134	15.7%
80歳以上	71	8.3%
未回答	40	4.7%
合計	852	



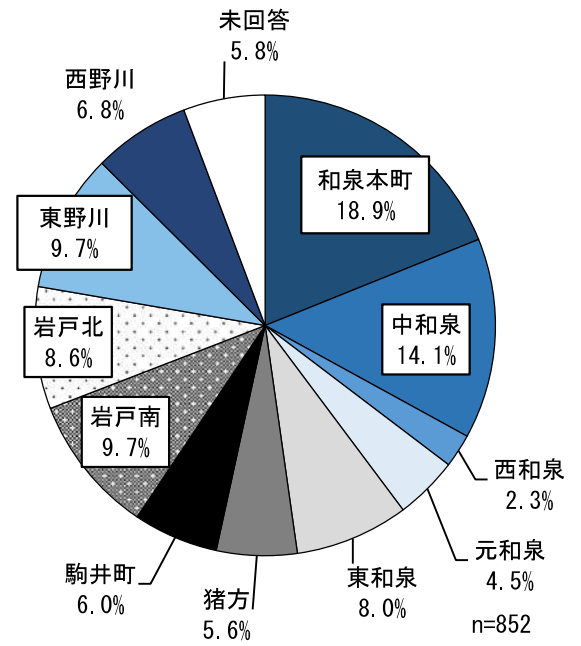
3 世帯構成

	回答数	構成比
単身世帯	123	14.4%
夫婦のみの世帯	210	24.6%
親と子 (二世帯)	431	50.6%
親と子と孫 (三世帯)	33	3.9%
その他	14	1.6%
未回答	41	4.8%
合計	852	



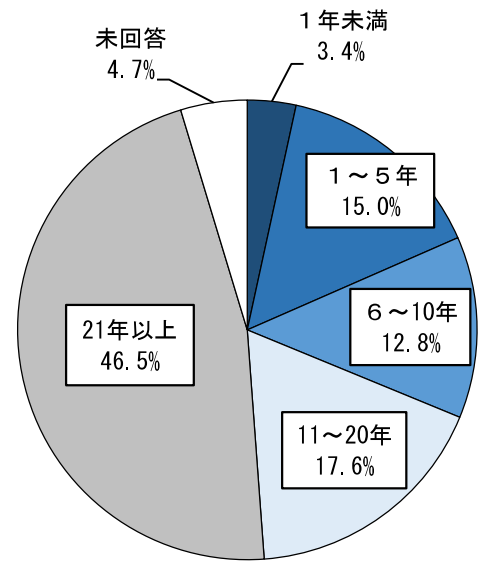
4 居住地域

	回答数	構成比
和泉本町	161	18.9%
中和泉	120	14.1%
西和泉	20	2.3%
元和泉	38	4.5%
東和泉	68	8.0%
猪方	48	5.6%
駒井町	51	6.0%
岩戸南	83	9.7%
岩戸北	73	8.6%
東野川	83	9.7%
西野川	58	6.8%
未回答	49	5.8%
合計	852	



5 居住年数

	回答数	構成比
1年未満	29	3.4%
1～5年	128	15.0%
6～10年	109	12.8%
11～20年	150	17.6%
21年以上	396	46.5%
未回答	40	4.7%
合計	852	



n=852

前期基本計画に関する市民アンケート

日頃より、狛江市政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

本アンケートは、第4次基本構想前期基本計画に掲げる指標のうち、市民の皆様が日常生活の中でどのようなことを感じているか、どのように行動しているかをお伺いし、指標の現状値を把握するとともに、今後の市政運営に活かしていくために実施させていただきました。

なお、今回のアンケートは、令和3年4月1日時点で満18歳以上の方の中から無作為に抽出した2,500人の皆様に送付させていただきました。

魅力あるまちづくりのため、調査の趣旨を御理解いただき、一人でも多くの皆様の協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和3年4月

狛江市長 松原 俊雄



回答期限 令和3年4月23日（金）まで

●郵送による回答

記入いただきました調査票は、同封されている返信用封筒に入れて、期限までに到着するように、郵便ポストに投函してください。 ※切手は不要です。

●インターネットによる回答

下記、URLもしくはQRコードによりページへアクセスしてください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1606730889622>

回答時には、下記に記載しているIDとパスワードを入力してください。



QRコード

ID : ●●●●●●●●

パスワード : kikaku2021#

時間・場所を問わず
回答できます。ぜひ
御利用ください。



【問合せ】狛江市企画財政部政策室企画調整担当

電話 03-3430-1111(内線 2451)(平日午前8時30分から午後5時まで)

FAX 03-3430-6870

メール kichout@city.komae.lg.jp

※IDは、二重回答を防ぐためにランダムに付与しているものであり、個人の回答内容を特定するものではありません。なお、インターネット回答の御利用により、本回答方式に同意いただけましたものとみなします。

問1 あなたは、これからも狛江市に住み続けたいと思いますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. ずっと住みたい | 2. 当分は住むつもり |
| 3. できれば市外に移りたい | 4. 市外に移りたい |
| 5. わからない | |

問2-1 あなたは、狛江市に対して愛着や誇りを持っていますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

1. 愛着や誇りを持っている	1 または 2 は 問 2-2 へ
2. どちらかといえば愛着や誇りを持っている	
3. どちらかといえば愛着や誇りを持っていない	
4. 愛着や誇りを持っていない	

↓

--	--	--

● 人権についてお聞きします。

問3 あなたは、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、人権が尊重されていると思いますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 尊重されている | 2. どちらかといえば尊重されている |
| 3. どちらかといえば尊重されていない | 4. 尊重されていない |

問4 あなたは、平成28年4月1日から施行された「障害者差別解消法」を知っていますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | |
|-------------------------|
| 1. 法律の名前、内容ともに知っている |
| 2. 法律の名前は知っているが、内容は知らない |
| 3. 法律の名前、内容ともに知らない |

※障害者差別解消法について…全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律です。

問5 あなたは、障がいのある方等に対する「合理的配慮」の内容を知っていますか。
また、実際に行ったことがありますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

1. 内容を知っていて、合理的配慮を実際に行ったことがある
2. 内容を知っているが、合理的配慮を実際に行ったことはない
3. 内容を知らないが、合理的配慮を実際に行ったことがある
4. 内容を知らず、合理的配慮を実際に行ったこともない

※合理的配慮とは

行政機関等及び事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について行う必要かつ合理的な配慮をいう。

●合理的配慮の例

- ・段差で困っている車いすの人を手伝う。
- ・目の見えない人が迷っていたので声を掛けて目的地まで案内した。
- ・電車の遅延があった時に、耳の聴こえない人が困っていたので筆談で駅のアナウンスの内容を伝えた。

● 防災・防犯についてお聞きします。

問6 あなたは、地震や台風等の自然災害に対して、非常食の準備や防災グッズの用意、
家
具の転倒防止器具の設置等、何らかの備えをしていますか。(番号を1つ選んで○
を付けてください。)

1. 備えをしている
2. 特に備えはしていない

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベント・催しが中止・延期され、参加の機会が減少したことから、下記設問は、参考にお聞きするものです。

問7 あなたは、新型コロナウイルス感染症の影響が無かった場合、上記期間において、
狛江市が主催する総合防災訓練や水防訓練のほか、お住まいの地域や学校で行われ
ている防災訓練や講演会等、防災に関する催しに参加していましたか。(番号を1
つ選んで○を付けてください。)

1. 参加していた
2. 参加していなかった

問8 あなたは、狛江市が治安の良いまちだと感じますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

1. 治安が良いと感じる
2. どちらかといえば治安が良いと感じる
3. どちらかといえば治安が良くないと感じる
4. 治安が良くないと感じる
5. わからない

● 商業・農業についてお聞きします。

問9 あなたは、狛江市内での飲食や買い物が便利だと感じますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

1. 便利だと感じる
2. どちらかといえば便利だと感じる
3. どちらかといえば不便だと感じる
4. 不便だと感じる

問10 あなたは、日頃から狛江産の野菜や果物を意識して買ったり、食べたりしていますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

1. 産地を意識していて、狛江産の野菜や果物を買ったり、食べたりしている
2. 産地を意識しているが、狛江産の野菜や果物を買ったり、食べたりはしていない
3. 特に産地を意識していないので分からない

● 子育てについてお聞きします。

問11 あなたは、子育てひろばや子育て応援プログラム、プレーパーク、児童センター・児童館等、狛江市内での子育てに関する取組や活動が活発だと感じますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

1. 活発だと感じる
2. どちらかといえば活発だと感じる
3. どちらかといえば活発ではないと感じる
4. 活発ではないと感じる
5. わからない

● 地域活動、健康づくりについてお聞きします。

問12 あなたには、日頃から地域の行事や活動に参加したり、他の人と触れ合ったりする機会がありますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

1. 定期的に地域の行事や活動に参加したり、触れ合ったりする機会がある
2. 定期的ではないが、地域の行事や活動に参加したり、触れ合ったりする機会がある
3. 地域の行事や活動に参加したり、触れ合ったりする機会はあまりない
4. 地域の行事や活動に参加したり、触れ合ったりする機会がない

問 13 あなたは、日頃から健康づくりに取り組んでいますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 取り組んでいる | 2. どちらかといえば取り組んでいる |
| 3. どちらかといえば取り組んでいない | 4. 取り組んでいない |

令和3年4月1日現在、18～39歳の方にお聞きします。

問 14 あなたは将来に不安を感じていますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 感じている | 2. どちらかといえば感じている |
| 3. どちらかといえば感じていない | 4. 感じていない |

● 生涯学習についてお聞きします。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベント・催しが中止・延期され、参加の機会が減少したことから、下記設問は、参考にお聞きするものです。

問 15 あなたは、新型コロナウイルス感染症の影響が無かった場合、上記期間において、図書館で調べ物をしたり、公民館の講座や講演会に参加したり、その他趣味の活動やレクリエーション活動等、学びに関する活動や体験をしていましたか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 活動や体験をしていた | 2. 活動や体験をしていなかった |
|---------------|------------------|

● 芸術文化についてお聞きします。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベント・催しが中止・延期され、参加の機会が減少したことから、下記設問は、参考にお聞きするものです。

問 16 あなたは、新型コロナウイルス感染症の影響が無かった場合、上記期間において、コンサートホールや美術館・ギャラリー等で音楽や芸術を鑑賞していたり、自ら芸術文化活動に取り組んだりする機会がありましたか。(自宅や通勤・通学途中で音楽を聴くといったことは含まないでください。)(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 機会があった | 2. 機会がなかった |
|-----------|------------|

● スポーツや運動についてお聞きします。

問 17-1 あなたは、ウォーキングや散歩（散策やペットの散歩、意識的な階段の利用等を含む）、体操（ラジオ体操や職場体操、ストレッチ、ヨガ等を含む）、ランニング、野球、サッカー等のスポーツや運動※をどれくらいの頻度で行っていますか。（番号を1つ選んで○を付けてください。）

1. 週3日以上（年151日以上）	2. 週に2日（年101日～150日）
3. 週に1日（年51日～100日）	4. 月に1～3日（年12日～50日）
5. 3箇月に1～2日（年4日～11日）	6. 年に1～3日
7. 特に行っていない	1～6は問17-2へ

問 17-2 どんなスポーツ・運動を行っていますか。（あてはまる番号すべてに○を付けてください。）

1. ウォーキング、散歩（散策やペットの散歩、意識的な階段の利用等を含む）
2. 体操（ラジオ体操や職場体操、ストレッチ、ヨガ等を含む）
3. 室内運動器具を使ってする運動（ウエイト器具、ランニングマシーン等）
4. ランニング（ジョギング）
5. 球技（キャッチボール、卓球、ドッジボール、テニス、サッカー、ポッチャ等）
6. サイクリング、モーター（サイクル）スポーツ
7. ゴルフ
8. 水泳（水中歩行・水中運動を含む）
9. ハイキング、ワンダーフォーゲル、オリエンテーリング、ウォークラリー
10. ダンス（ジャズダンス、社交ダンス、フラダンス、バレエ、民謡等）

※スポーツや運動
ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツ（野球やサッカー、テニス、卓球、バレーボール等）だけでなく、ウォーキングや散歩、意識的な階段の利用、体操、ランニング、ボウリング、ダンス、ゲートボール等の軽い運動や、釣りや登山、キャンプ、サイクリング、ゴルフ等の趣味を活かした運動等、目的を持って自主的に行う身体活動を広く含めます。

● 歴史・伝統についてお聞きします。

問 18 あなたは、狛江市の歴史や伝統について、関心を持ったり、見聞きしたりしたことがありますか。（番号を1つ選んで○を付けてください。）

1. ある	2. どちらかといえばある
3. どちらかといえばない	4. ない

● 環境についてお聞きします。

問 19 あなたは、狛江市内の緑が豊かだと感じますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 豊かだと感じる | 2. どちらかといえば豊かだと感じる |
| 3. どちらかといえば豊かではないと感じる | 4. 豊かではないと感じる |

問 20 あなたは、多摩川統一清掃や野川美化清掃、クリーン大作戦、町会・自治会や団体による狛江市内の美化活動に参加したことがありますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 参加したことがある | 2. 参加したことはない |
|--------------|--------------|

● 市民参加・協働についてお聞きします。

問 21 あなたは、行政活動に市民の意見を反映する場(審議会・委員会・パブリックコメント等)に、より多くの市民が参加するようになるためには何が必要だと思いますか。(あてはまる番号すべてに○を付けてください。)

- | |
|---|
| 1. 審議会等の内容を積極的に周知すること |
| 2. 無作為抽出により参加を依頼すること |
| 3. 審議会・委員会等の参加手法に多様な選択肢(オンライン参加等)を設けること |
| 4. 市職員の意識醸成を行うこと |
| 5. 市民参加の必要性について市民に啓発を行うこと |
| 6. 市民参加は必要だとは思わない |

問 22-1 あなたは、市民活動支援センター「こまえくぼ1234」を利用したことがありますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | |
|--------------------------|
| 1. 利用したことがある、又は利用する予定がある |
| 2. 今後利用してみたいと思う |
| 3. 利用したいとは思わない |
| 4. 市民活動支援センターのことを知らない |
- 3は問 22-2 へ
- ↓

問 22-2 利用していない理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○を付けてください。)

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. 市民活動を行うつもりがない | 2. 必要性を感じない |
| 3. どんなことができる施設か分からない | 4. 場所を知らない |

問 23 あなたは、より多くの市民が市民活動に参加するようになるためには何が必要だと思いますか。(あてはまる番号すべてに○を付けてください。)

1. 市民活動の内容を積極的に周知すること
2. 市民活動支援センターについて周知すること
3. さまざまな活動団体等に関する情報を提供すること
4. 他団体等との意見交換ができる機会をつくること
5. 活動する際の資金的援助をすること
6. 市民活動に関心がない人への啓発をすること

● 狛江市役所についてお聞きします。

問 24-1 あなたは、必要とする市政情報について、広報こまえや市ホームページ、市ツイッター等でいつでも得ることができていると感じていますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. 得ることができている | 問 24-2 へ |
| 2. どちらかといえば得ることができている | |
| 3. どちらかといえば得ることができていない | 問 24-3 へ |
| 4. 得ることができていない | |

問 24-2 情報を得るものは主に何ですか。(あてはまる番号すべてに○を付けてください。)

- | | |
|---|---------------|
| 1. 広報こまえ | 2. 市ホームページ |
| 3. 市公式ツイッター | 4. 市公式フェイスブック |
| 5. YouTube 市公式チャンネル | 6. 市公式インスタグラム |
| 7. 市発行のポスター・チラシ | 8. デジタルサイネージ |
| 9. 防災行政無線 | 10. 安心安全情報メール |
| 11. 子育てねっと | |
| 12. 各担当課で作成する広報紙 (わっこ、安心安全通信、こま eco 通信、ガクチキ等) | |
| 13. 町会・自治会回覧板 | 14. こまラジ |

問 24-3 理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○を付けてください。)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 入手方法が分からないから | 2. アクセス方法が分からないから |
| 3. インターネット環境が無いから | 4. 必要な情報を得られないから |
| 5. 市政情報を得る必要が無いから | |

問 25 あなたは、狛江市役所が質の高い行政運営を行っていると感じていますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 行っていると感じる | 2. どちらかといえば行っていると感じる |
| 3. どちらかといえば行っていないと感じる | 4. 行っていないと感じる |
| 5. わからない | |

問 26 あなたは、狛江市役所職員の対応(窓口や電話等)に満足していますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 満足している | 2. どちらかといえば満足している |
| 3. どちらかといえば不満である | 4. 不満である |

問 27 あなたは、年4回発行されている「こまえ市議会だより」を知っていますか。(番号を1つ選んで○を付けてください。)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 知っていて読んだことがある | 2. 知っているが読んだことがない |
| 3. 知らない | |

問 28 本アンケートに関する御意見、市政に関する御意見等、何でも御記入ください。
(自由記述)

● 狛江市の取組に対する評価についてお聞きします。

- 問 29 1. 市の取組を評価できると思う施策を次のページの表から5個選択し、数字を記入してください。
2. 市の取組をもっと進めていくべきと思う施策を次のページの表から5個選択し、数字を記入してください。

市の取組を評価できると思う施策					
市の取組をもっと進めていくべきと思う施策					

まちの姿	施策
人権が尊重され、市民が主役となるまち	①平和の希求・人権の尊重
	②市民参加・市民協働の推進
	③市政情報の共有
安心して暮らせる安全なまち	④防災体制の充実
	⑤防犯体制の強化
活気にあふれ、にぎわいのあるまち	⑥魅力の創出・向上・発信
	⑦地域コミュニティ・都市間交流の推進
	⑧商工業の振興
	⑨都市農業の推進
子どもがのびのびと育つまち	⑩地域社会で支える子育て
	⑪子どもの居場所づくりと成長の支援
	⑫妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援
	⑬学校教育の充実
いつまでも健やかに暮らせるまち	⑭地域共生社会づくりの推進
	⑮健康づくりの推進
	⑯高齢者への支援
	⑰障がい者への支援
	⑱生活困窮者への支援
生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち	⑲地域における学びの充実
	⑳芸術文化・スポーツの振興
	㉑歴史への理解と継承
自然を大切にし、快適に暮らせるまち	㉒水と緑の快適空間づくり
	㉓都市環境の確保
	㉔循環型社会の推進
	㉕下水道機能の維持・向上
	㉖市街地整備の推進
	㉗道路・交通環境の充実
	㉘質の高い行政運営の推進
持続可能な自治体経営	㉙持続可能な財政運営の推進
	㉚組織づくり・人財育成の推進
	㉛

